

・第3 - 2編

火山災害対策編

◆第1章 防災組織

第1節 藤崎町防災会議

町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通じる総合的かつ計画的な実施を図るため、町長の附属機関として防災会議を設置する。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定める。

1 組織

風水害等災害対策編第1章第1節1「組織」参照

2 事務局

風水害等災害対策編第1章第1節2「事務局」参照

3 所掌事務

風水害等災害対策編第1章第1節3「所掌事務」参照

第2節 配備態勢

町の地域内に火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、火山活動に係る情報の収集、避難誘導に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、噴火警戒レベル等に応じ、次の配備態勢をとる。

態勢	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
略号	1号	2号-1	2号-2	3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③強風注意報 ④大雪注意報 ⑤風雪注意報 ⑥竜巻注意情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの気象警報が発表された場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑤暴風雪警報 ・指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 ・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予想さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象の特別警報が発表された場合 ・十和田において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警報レベルに関わらず被害が発生した場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が観測された場合 ・町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱の地震が観測された場合 ・町長が指示したとき 	<p>れる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合 ・震度5強の地震が観測された場合 ・町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が観測された場合 ・町内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認める場合
組 織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
配 備 決 定 者	担当班長	担当課長	担当部長	町長
態 勢 責 任 者	担当班長	担当課長	災害警戒本部長 (担当部長)	本部長 (町長)

第3節 藤崎町災害対策本部

町の地域内に火山災害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、町防災会議と緊密な連携の下に災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施する。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告する。

1 設置・廃止及び伝達（通知）

風水害等災害対策編第1章第3節1「設置・廃止及び伝達（通知）」参照

2 組織・編成及び業務分担

風水害等災害対策編第1章第3節2「組織・編成及び業務分担」参照

3 職員の動員

風水害等災害対策編第1章第3節3「職員の動員」参照

4 防災関係機関等との連携

風水害等災害対策編第1章第3節4「防災関係機関等との連携」参照

第4節 藤崎町災害対策本部に準じた組織

町災害対策本部が設置される前及び町災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、噴火警報等の発表状況等によって、火山災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、次のとおり対処する。

なお、町災害警戒対策本部等の組織及び運営は、町災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1 町災害警戒本部（警戒態勢2号-2）

風水害等災害対策編第1章第4節1「町災害警戒本部（2号配備（警戒態勢）」参照

2 町災害情報連絡室（警戒態勢2号-1）

風水害等災害対策編第1章第4節2「町災害情報連絡室（2号配備（警戒態勢）」参照

第5節 火山防災協議会

火山防災に関し、関係機関の連携を確立し、平常時から火山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、住民等の防災意識の向上に資することを目的として組織される火山防災協議会に参画する。

1 火山防災協議会への参画

町は、国（内閣府）により、岩木山及び十和田の火山災害警戒地域（噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（以下「警戒地域」という。))に指定されており、岩木山火山防災協議会、十和田火山防災協議会にそれぞれ参画している。

火山防災協議会の組織状況

火山防災協議会名 (火山名)	参画市町村
岩木山火山防災協議会 (岩木山)	<u>弘前市</u> <u>鱒ヶ沢町</u> <u>西目屋村</u> <u>藤崎町</u> <u>板柳町</u> <u>鶴田町</u>
十和田火山防災協議会 (十和田)	青森県 <u>青森市</u> <u>弘前市</u> <u>八戸市</u> <u>黒石市</u> <u>五所川原市</u> <u>十和田市</u> <u>つがる市</u> <u>平川市</u> <u>藤崎町</u> <u>大鰐町</u> <u>田舎館村</u> <u>板柳町</u> <u>鶴田町</u> <u>中泊町</u> <u>七戸町</u> <u>六戸町</u> <u>おいらせ町</u> <u>三戸町</u> <u>五戸町</u> <u>田子町</u> <u>南部町</u> <u>新郷村</u> 岩手県 <u>二戸市</u> <u>八幡平市</u> 秋田県 <u>鹿角市</u> <u>小坂町</u> <u>能代市</u> <u>大館市</u> <u>北秋田市</u> <u>藤里町</u>

※ 下線は、警戒地域をその区域に含む市町村

2 火山防災協議会における協議事項等

- (1) 噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。
- (2) 災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討する。
- (3) 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討する。
- (4) 警戒地域の指定があった場合に地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴く。
- (5) 火山防災協議会の活動支援等を受けるため、必要に応じ、内閣府に対し火山防災エキスパートの派遣を要請する。

第 2 章

災害予防計画

火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、町が講じる予防的な施策、措置等は次のとおりとする。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、住民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。

第1節 調査研究及び監視観測の推進

総務課

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること②長期化するおそれがあること③被害が複数の市町村に及ぶこと④被害や影響が多方面にわたること等の特徴を持っており、町、国、県、その他の防災関係機関及び学識者等は共通認識の下、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を推進する必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、国や県などと連携を図り、火山災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、町の防災対策に資する。

1 火山活動に関する研究

- (1) 災害想定に関する調査研究
- (2) 火山活動に関する調査研究
- (3) 火山噴火予知に関する調査研究
- (4) その他必要な調査研究

2 火山防災対策に関する調査研究

- (1) 避難に関する調査研究
- (2) 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究
- (3) 二次災害に関する調査研究
- (4) その他必要な調査研究

3 火山観測体制の推進

岩木山及び十和田については、気象庁等により常時観測がなされている。火山の観測体制については、第1編第10節「町に関係する活火山」参照。

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要であることから、火山監視観測・調査研究機関は、既存の観測網の適正な維持管理を行うとともに、観測体制の充実に努める。

なお、当町は、岩木山及び十和田の警戒地域に指定されており、常時目視による遠望観測を実施する。

第2節 業務継続性の確保

町、県及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

実施内容

風水害等災害対策編第2章第2節1「業務継続体制の確保」参照

第3節 防災業務施設・設備等の整備

総務課 建設下水道課

火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、町、その他の防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

1 気象等観測施設・設備等 [総務課 建設課]

風水害等災害対策編第2章第3節1「気象等観測施設・設備等」参照

2 消防施設・設備等 [総務課 建設課]

風水害等災害対策編第2章第3節2「消防施設・設備等」参照

3 通信設備等 [総務課 建設課]

風水害等災害対策編第2章第3節3「通信設備等」参照

4 救助資機材等 [総務課 建設課]

風水害等災害対策編第2章第3節5「救助資機材等」参照

5 広域防災拠点等 [総務課 建設課]

風水害等災害対策編第2章第3節6「広域防災拠点等」参照

6 その他施設・設備等 [総務課 建設課]

風水害等災害対策編第2章第3節7「その他施設・設備等」参照

第4節 青森県防災情報ネットワーク

総務課

災害時における一般通信の輻輳に影響されない、県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進する。

1 青森県防災情報ネットワークの活用

風水害等災害対策編第2章第4節1「青森県防災情報ネットワークの活用」参照

2 青森県総合防災情報システムの活用

風水害等災害対策編第2章第4節2「青森県総合防災情報システムの活用」参照

3 町の災害対策機能等の充実

風水害等災害対策編第2章第4節3「町の災害対策機能等の充実」参照

第5節 火山地域における土砂災害対策事業

総務課 農政課 経営戦略課
建設課

火山現象に伴い発生が予想される土石流等の土砂災害の被害軽減を図るため、土砂災害対策事業を推進する。

1 土砂災害対策事業

火山地域（火山地、火山山麓）における土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備事業については、他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

第6節 自主防災組織等の確立

総務課

大規模な火山災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、町は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進する。

1 自主防災組織の現況

風水害等災害対策編第2章第6節1「自主防災組織の現況」参照

2 自主防災組織の育成強化

風水害等災害対策編第2章第6節2「自主防災組織の育成強化」参照

3 事業所の自衛消防組織の設置の促進

風水害等災害対策編第2章第6節3「事業所の自衛消防組織の設置の促進」参照

4 自主防災組織の防災活動の推進

風水害等災害対策編第2章第6節4「自主防災組織の防災活動の推進」参照

5 事業所の防災活動の推進

風水害等災害対策編第2章第6節5「事業所の防災活動の推進」参照

第7節 防災教育及び防災思想の普及

総務課 教育委員会

火山災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から火山災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図る。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。このほか、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

風水害等災害対策編第2章第7節1「防災業務担当職員に対する防災教育」参照

2 住民に対する防災思想の普及

- (1) 町は、人的被害を軽減する方策として、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、噴火警報等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行う。また、必要に応じて、普及啓発方法及び内容について火山防災協議会の場を活用し、協議を行う。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

ア 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、火山防災の日、防災週間及び防災関連行事等を通じて、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
- (ウ) 火山防災マップ、火山防災パンフレット・ハンドブック「あおもりおまもり手帳」・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 火山防災に関する講演会等を開催する。

イ 普及内容

- (ア) 火山に関する知識及び火山災害の特性
- ・火山現象は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること
 - ・噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること
 - ・長期化する可能性があること
 - ・被害が複数の市町村に及ぶこと
 - ・被害や影響が多方面にわたること
- (イ) 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等に関すること

- (ウ) 災害危険箇所に関すること
 - (エ) 火山に係る異常現象を発見した場合の市町村又は警察への通報
 - (オ) 登山時における必要な装備等の用意、登山届、登山計画書等の積極的な提出
 - (カ) 火山活動異常時における速やかな下山
 - (キ) 避難に際し住民のとりべき行動
 - ・住民及び地域の町会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、ハザードマップ等により火山災害についても把握しておくこと。
 - ・避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行すること。
 - ・避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。
 - ・避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とすること。
 - ・近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
 - ・親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先及び連絡先を報告すること。
 - ・行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。
- (2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、住民に対する防災に関する教育の普及推進を図る。
- (3) 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。
- ア 火山災害からの円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、火山災害からの避難に対する住民等の理解促進を図るよう努める。
 - イ 噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、火山活動に関する異常現象が、発見者から市町村、警察へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等に周知徹底する。
 - ウ 火山性ガスの発生している箇所等の危険個所の把握に努め、平時から住民等への周知徹底に努める。
 - エ 登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山届、登山計画書等の記入等を

行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。

オ 町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(4) 災害教訓の伝承

風水害等災害対策編第2章第7節2(4)「災害教訓の伝承」参照

第8節 企業防災の促進

総務課

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、企業防災に向けた取組に努める。

1 事業継続計画（BCP）等の作成

風水害等災害対策編第2章第8節1「事業継続計画（BCP）等の作成」参照

2 防災意識の高揚

風水害等災害対策編第2章第8節2「防災意識の高揚」参照

3 防災訓練等への参加

風水害等災害対策編第2章第8節3「防災訓練等への参加」参照

4 従業員の安全確保

風水害等災害対策編第2章第8節4「従業員の安全確保」参照

第9節 防災訓練

全 課

火山災害時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施

町は、防災関係機関と密接な連携の下、火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な防災訓練を行うよう努める。なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 指定避難所開設・運営訓練
- (10) 給水・炊き出し訓練
- (11) 航空機運用調整訓練
- (12) 広域医療搬送訓練
- (13) その他各機関独自の訓練

2 防災訓練に関する普及啓発

風水害等災害対策編第2章第9節3「防災訓練に関する普及啓発」参照

第10節 避難対策

総務課 建設課 福祉課 住民課

火山災害発生時において、住民、登山者及び観光客等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、火山避難計画を作成し、当該計画に基づき指定避難所及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図る。また、火山災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路等を確保する。

さらに、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合は短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要となる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報、避難のための道路、広場等の整備推進に努める。

1 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、火山現象の影響が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、火山災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができる。

2 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される火山災害、感染症対策等を踏まえ、噴火警戒レベルに応じ、使用を想定する施設等を火山避難計画において定める。施設の指定にあたっては、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。指定避難所の場所、受入人数等については、平時から住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

- (1) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること
- (2) 火山現象に伴う危険の及ばないところとすること
- (3) 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること
- (4) 指定避難所内の一般避難スペースで生活することが困難な要配慮者（障がい者、医療的ケアを必要とする者等）のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民

間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましいこと

- (5) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること

特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること

- (6) 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示すること

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること

- (7) 感染症発生時等、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等において、避難者の受け入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること

また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能なものは安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること

3 指定避難所の指定

風水害等災害対策編第2章第10節2「指定避難所の指定」参照

4 避難促進施設の指定

町は、火山防災協議会での検討を踏まえ、各火山の警戒範囲内の施設について、施設の位置、規模、所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要な施設を避難促進施設として指定し、当該施設の所有者等に避難確保計画を作成させるとともに、名称及び所在地を町地域防災計画に記載する。

- (1) 避難促進施設の所有者等は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、町に報告する。
- (2) 避難促進施設の所有者等は、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果について町長に報告する。
- (3) 町は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必

要な助言又は勧告等を行い、施設所有者等による取組の支援に努める。

5 居住地域・特定地域の指定

火山避難計画に定めるところにより、火山周辺で住民が居住している範囲を「居住地域」、居住地域より早期の対応が必要な地域を「特定地域」としてあらかじめ定めておき、噴火警戒レベルに応じた避難対象地区を想定し、必要十分な避難対策が行えるようにする。

6 臨時ヘリポートの確保

風水害等災害対策編第2章第10節3「臨時ヘリポートの確保」参照

7 指定避難所の整備等

風水害等災害対策編第2章第10節4「指定避難所の整備等」参照

8 標識の設置等

風水害等災害対策編第2章第10節5「標識の設置等」参照

9 避難路・避難経路の選定

避難路・避難経路については、火山避難計画に定めるところにより、避難対象地区、誘導者、避難先となる指定避難所等を明らかにし、選定する。選定にあたっては次のことについて考慮する。

- (1) 火山現象の影響の及ぶ危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること
- (2) 避難のため必要な広さを有する道路とすること

10 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、火山災害を想定した実践的な避難訓練を定期的実施する。

11 避難に関する広報

風水害等災害対策編第2章第10節8「避難に関する広報」参照

12 広域一時滞在に係る手順等の策定

風水害等災害対策編第2章第10節11「広域一時滞在に係る手順等の策定」参照

13 その他

風水害等災害対策編第2章第10節12「その他」参照

第11節 災害備蓄対策

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行う。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

1 実施内容

風水害等災害対策編第2章第11節「災害備蓄対策」参照

第12節 要配慮者安全確保対策

総務課 福祉課

火山災害に備えて、住民の中でも特に障がい者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行う。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。

1 要配慮者利用施設の安全性の確保

風水害等災害対策編第2章第12節1「要配慮者利用施設の安全性の確保等」参照

2 要配慮者の支援体制の整備等

風水害等災害対策編第2章第12節2「要配慮者の支援体制の整備等」参照

第13節 防災ボランティア活動対策

福祉課 教育委員会（学務課・生涯学習課）

火山災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時からの防災ボランティア活動の支援体制の整備を図る。

1 関係機関の連携・協力

風水害等災害対策編第2章第13節1「関係機関の連携・協力」参照

2 防災ボランティアの育成

風水害等災害対策編第2章第13節2「防災ボランティアの育成」参照

3 防災ボランティアコーディネーターの養成

風水害等災害対策編第2章第13節3「防災ボランティアコーディネーターの養成」参照

4 防災訓練等への参加

風水害等災害対策編第2章第13節4「防災訓練等への参加」参照

5 ボランティア団体間のネットワークの構築の推進

風水害等災害対策編第2章第13節5「ボランティア団体間のネットワークの構築の推進」参照

6 防災ボランティア活動の環境整備

風水害等災害対策編第2章第13節6「防災ボランティア活動の環境整備」参照

第14節 災害廃棄物対策

住民課

火山災害時において、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の整備等を図る。

1 実施内容

風水害等災害対策編第3章第14節1「実施内容」参照

第15節 文教対策

教育委員会（学務課・生涯学習課）

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図る。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

風水害等災害対策編第2章第15節1「防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定」参照

2 防災教育の実施

風水害等災害対策編第2章第15節2「防災教育の実施」参照

3 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

風水害等災害対策編第2章第15節3「学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施」参照

4 登下校の安全確保

風水害等災害対策編第2章第15節4「登下校の安全確保」参照

5 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

風水害等災害対策編第2章第15節5「文教施設の不燃堅ろう構造化の促進」参照

6 文教施設・設備等の点検及び整備

風水害等災害対策編第2章第15節6「文教施設・設備等の点検及び整備」参照

7 危険物の災害予防

風水害等災害対策編第2章第15節7「危険物の災害予防」参照

8 文化財の災害予防

風水害等災害対策編第2章第15節8「文化財の災害予防」参照

第16節 警備対策

総務課

弘前警察署長は、火山災害時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図る。

1 措置内容

風水害等災害対策編第2章第16節2「措置内容」参照

第17節 交通施設対策

総務課 建設課

火山災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進する。

1 道路・橋梁防災対策

風水害等災害対策編第2章第17節1「道路・橋梁防災対策」参照

2 関連調整事項

風水害等災害対策編第2章第17節2「関連調整事項」参照

第18節 電力、ガス、上下水道、電気通信、放送施設対策

総務課 上下水道課

火山災害による電力、ガス、上下水道、電気通信、放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じる。

1 電力施設 [総務課 建設下水道課]

地震対策編第2章第23節1「電力施設」参照

2 ガス施設 [総務課 建設下水道課]

地震対策編第2章第23節2「ガス施設」参照

3 上水道施設 [建設下水道課]

風水害等災害対策編第2章第18節1「上水道施設」参照

4 下水道施設 [建設下水道課]

風水害等災害対策編第2章第18節2「下水道施設」参照

5 電気通信設備 [総務課 建設下水道課]

地震対策編第2章第23節5「電気通信設備」参照

6 放送施設 [総務課 建設下水道課]

地震対策編第2章第23節6「放送施設」参照

第19節 複合災害対策

地震・津波、風水害等、火山災害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生の可能性を認識し、備えを充実する。

1 実施責任者

県、町、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

2 実施内容

風水害等災害対策編第2章第23節「複合災害対策」参照

第 3 章

災害応急対策計画

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第1節 噴火警報等の収集及び伝達

全 課

火山災害に対し、防災活動に万全を期するため、次のとおり噴火警報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

1 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、火山災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係団体に伝達しなければならない。
- (2) 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

2 実施内容

(1) 噴火警報等の収集及び伝達

ア 噴火警報等の発表

仙台管区气象台及び気象庁本庁は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

(ア) 噴火警報等の種類

- a 噴火警報
- b 噴火予報
- c 噴火警戒レベル
- d 噴火速報
- e 火山の状況に関する解説情報
- f 降灰予報
- g 火山ガス予報
- h 火山現象に関する情報等

(イ) 対象火山

岩木山、八甲田山、恐山、十和田山

(ウ) 噴火警報等の概要

a 噴火警報

仙台管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

b 噴火予報

仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

c 噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。当町に関係する火山の噴火警戒レベルを次に示す。

岩木山噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流又は火砕流・火砕サージが発生、あるいは切迫している。 ・噴火の規模や位置が特定できない場合に、融雪型火山泥流又は火砕流・火砕サージの可能性がある。 【過去事例】 該当事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要。	・融雪型火山泥流又は火砕流・火砕サージを伴う噴火が予想される。 【過去事例】 該当事例なし
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備、特定地域の避難等が必要。	・マグマ噴火の発生が予想される。 ・融雪型火山泥流及び火砕流・火砕サージが予想されない噴火の発生 【過去事例】 1600年の噴火：噴石、火砕流、泥流 1618年の噴火：降灰 1782年冬～83年春の噴火：噴煙、噴石、火口列生成 1845年の噴火：噴煙・硫黄湧出 1863年の噴火：噴石
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	・水蒸気噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1978年の活動：赤倉沢で噴気活発化
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火口内での少量の噴気・火山ガス等の発生

注1) 特定地域とは、警戒範囲に隣接している弘前市常盤野町会を指す。噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となるおそれがある区域では、早期避難等が必要。

注2) 火口とは、岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画で想定された火口をいう。

十和田噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	【5-3】 ●火砕流・火砕サージが火口から概ね30kmの範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。積雪期には融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達、あるいは切迫。 過去事例 約6200年前の噴火(中継軽石噴火) 915年のクライマックスの噴火(毛馬内火砕流)
						【5-2】 ●火砕流・火砕サージが火口から概ね20km(最大23km)の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。 過去事例 915年の1回あたりの噴火(中規模噴火)
						【5-1】 ●大きな噴石が火口から4km程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。 過去事例 なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想され(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難及び住民の避難の準備等が必要。 想定火口範囲内の居住地域での避難等が必要。	【4-2】 ●火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が火口から概ね4kmの範囲を超えた居住地域に到達する噴火の可能性。 過去事例 なし
						【4-1】 ●大きな噴石が火口から4km程度まで飛散するなど居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 過去事例 なし
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	レベル2及び3は火山活動が高まっていく段階では使用しません	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	危険な地域への立入規制等。 住民は今後の火山活動の推移に注意。
				2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は今後の火山活動の推移に注意。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動に高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて、想定火口範囲内の居住地域での高齢者等の要配慮者の避難等が必要。	●浅部を震源とする火山性地震の増加、火山性微動の発生、浅部の膨張を示す地殻変動等。 過去事例 なし
				火山活動は静穏。	住民は通常的生活。	●火山活動は静穏。

※火山活動に高まりがみられ、今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある、又は判断に迷う場合には火山の状況に関する解説情報（臨時）を発表する。

※想定火口範囲内の居住地域は、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要。

※火口とは、火山ハザードマップの想定する噴火場所のことをいう。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

d 噴火速報

仙台管区气象台が、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は次の場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合^(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

e 火山の状況に関する解説情報

仙台管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある^(※)と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い^(※)が、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

f 降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

(a) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(b) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山^{※1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なも

のを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(c) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	碍子への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見	稲等の農作物が収穫できなくなったり ^{※1} 、鉄道のポイ

					えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始）	ント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 ^{*1}

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

g 火山ガス予報

仙台管区气象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

h 火山現象に関する情報等

仙台管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

・火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため臨時及び定期的に発表する。

・月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめ、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

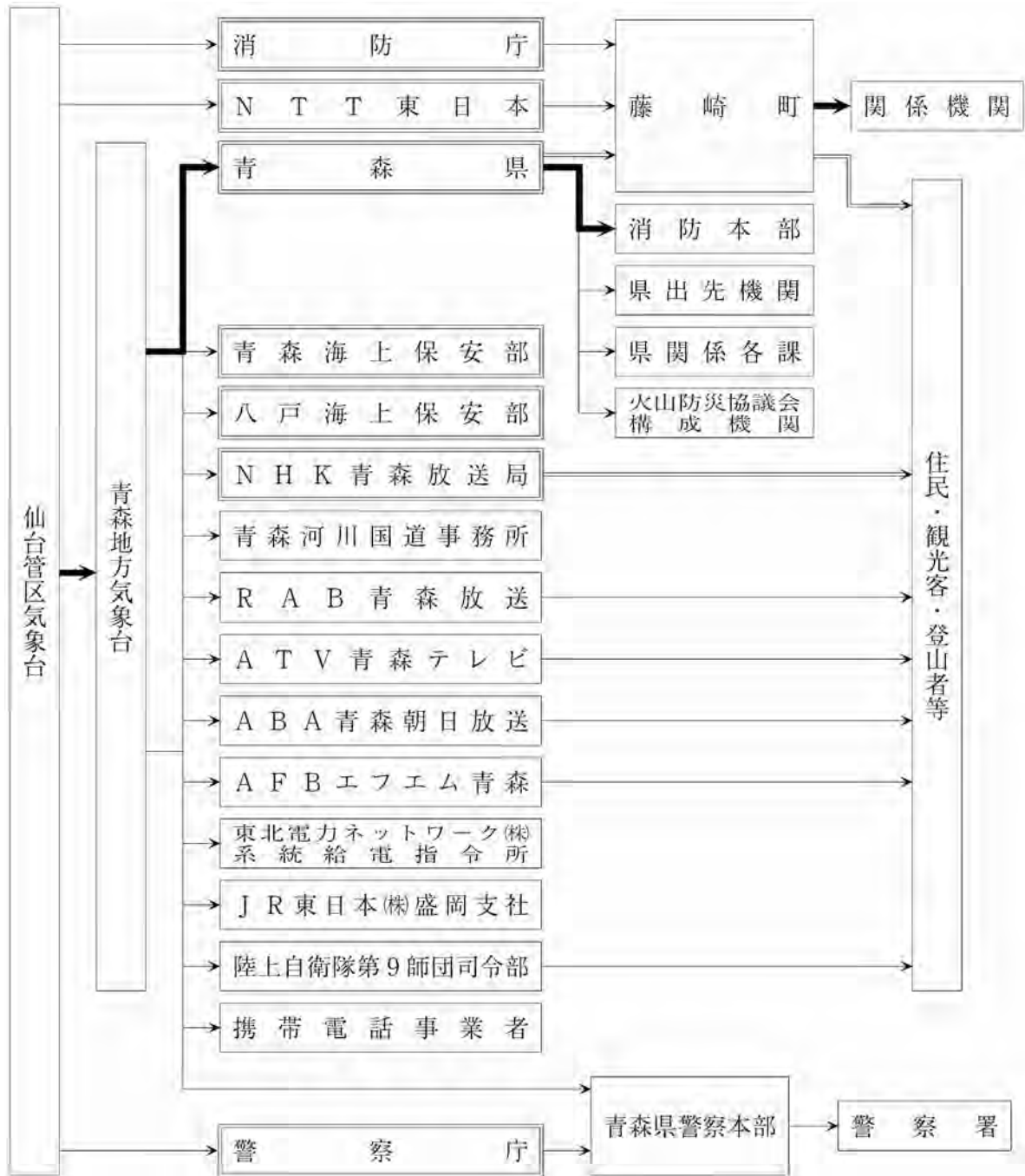
イ 噴火警報等の通報

(ア) 仙台管区气象台及び青森地方气象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報が発表されたときは県、県警察本部、NTT東日本株式会社、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。

(イ) 県は、青森地方气象台から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報し、又は要請する。特に特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちにかつ確実に町に通知する。

- (ウ) 放送機関は、必要に応じ、住民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。
- (エ) 町は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、町地域防災計画の定めるところにより、直ちに関係機関及び住民、登山者等に対し伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告をする。なお、特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちに住民、登山者等へ伝達する。

伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路

(2) 火山災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

活火山においては、噴火の前兆現象が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に噴火警戒レベルや災害形態が移行していくと予想される。これらのことから、登山者、住民等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する。

通報すべき噴火の前兆現象については、下表のとおりである。

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	短周期での微動の発生
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

通報及び措置については、次のとおりとする。

(7) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。なお、住民、登山者及び観光客等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるため、通報を受けた機関

は、発生場所（発見場所）を正確に把握するよう努める。

(イ) 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ警察署に通報する。

(ロ) 町長の通報

通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

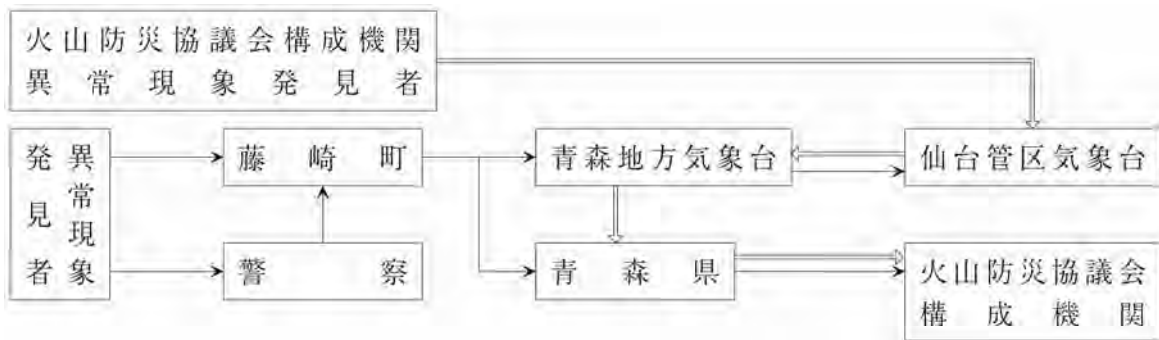
a 青森地方気象台又は目撃情報専用ダイヤル（0570-015-024）

b 県（防災危機管理課）

(ハ) 県の措置

通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。庁内各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通報系統図



※ 矢印は災害対策基本法第54条による情報の通報系統

※ 二重線矢印は、火山防災協議会構成機関からの噴火の事実及び噴火規模特定に必要な情報（噴火に結びつく危険性が高い現象を含む）の通報系統

第2節 情報収集及び被害等報告

全 課

火山災害に係る情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図る。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第2節1「実施責任者」参照

2 情報の収集、伝達

風水害等災害対策編第3章第2節2「情報の収集、伝達」参照

3 災害確定報告

風水害等災害対策編第3章第2節3「災害確定報告」参照

4 報告の方法及び要領

風水害等災害対策編第3章第2節4「報告の方法及び要領」参照

5 情報の収集、報告の系統図

風水害等災害対策編第3章第2節5「情報の収集、報告の系統図」参照

第3節 通信連絡

総務課

火山災害発生時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート
の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間・休日においても対応
できる体制の整備を図る。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第3節1「実施責任者」参照

2 通信連絡手段

風水害等災害対策編第3章第3節2「通信連絡手段」参照

3 連絡方法

風水害等災害対策編第3章第3節3「連絡方法」参照

4 通信連絡

風水害等災害対策編第3章第3節4「通信連絡」参照

5 災害通信利用系統図

風水害等災害対策編第3章第3節5「災害通信利用系統図」参照

第4節 災害広報・情報提供

総務課

火山災害時において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、外国人住民、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、応急対策の実施状況その他の災害情報等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ的確な災害広報を実施する。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第4節1「実施責任者」参照

2 広報担当

風水害等災害対策編第3章第4節2「広報担当」参照

3 災害広報の要領

風水害等災害対策編第3章第4節3「災害広報の要領」参照

4 住民相談室の開設等

風水害等災害対策編第3章第4節4「住民相談室の開設等」参照

5 避難住民への情報提供

風水害等災害対策編第3章第4節5「避難住民への情報提供」参照

第5節 自衛隊災害派遣要請

総務課

火山災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請する。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第5節1「実施責任者」参照

2 災害派遣の要件等

風水害等災害対策編第3章第5節2「災害派遣の要件等」参照

3 災害派遣の要請手続

風水害等災害対策編第3章第5節3「災害派遣の要請手続」参照

4 派遣部隊の受入体制の整備

風水害等災害対策編第3章第5節4「派遣部隊の受入体制の整備」参照

5 派遣部隊の撤収

風水害等災害対策編第3章第5節5「派遣部隊の撤収」参照

6 経費の負担

風水害等災害対策編第3章第5節6「経費の負担」参照

7 その他

風水害等災害対策編第3章第5節7「その他」参照

第6節 広域応援

総務課

火山災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、次のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じる。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第6節1「実施責任者」参照

2 応援の要請等

風水害等災害対策編第3章第6節2「応援の要請等」参照

3 防災関係機関等との応援協力

風水害等災害対策編第3章第6節3「防災関係機関等との応援協力」参照

第7節 航空機運用

総務課

県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、町は、必要な情報提供を行う。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第7節1「実施責任者」参照

2 航空機の活動内容

風水害等災害対策編第3章第7節2「航空機の活動内容」参照

3 県防災ヘリコプターの運航

風水害等災害対策編第3章第7節3「県防災ヘリコプターの運航」参照

第8節 避難

総務課 住民課 建設課

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において住民、登山者及び観光客等（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、岩木山火山避難計画及び十和田火山避難計画に基づき、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護する。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第8節1「実施責任者」参照

2 避難指示等の基準

噴火警戒レベルごとの警戒範囲と避難指示等の発令基準については、概ね次のとおりである。

岩木山の噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難指示等の発令

噴火警報の種類	警戒範囲	避難指示等
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル2）	・想定火口域の縁から概ね500m以内の範囲	・警戒範囲へ避難指示を発令 ・特定地域である常盤野地区へ高齢者等避難を発令
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル3）	・鳥ノ海火口から概ね3.5km以内の範囲	・警戒範囲へ避難指示を発令 ・特定地域である常盤野地区へ避難指示を発令
噴火警報（居住地域）又は噴火警報（噴火警戒レベル4）	・鳥ノ海火口から概ね9km以内の範囲で影響が及ぶと予想される居住地域 ・鳥ノ海火口から概ね9km以内の範囲及び岩木川源流の河川流域で影響が及ぶと予想される居住地域	・鳥ノ海火口から概ね9km以内の警戒範囲へ避難指示を発令 ・河川流域の警戒範囲へ高齢者等避難を発令
噴火警報（居住地域）又は噴火警報（噴火警戒レベル5）	・鳥ノ海火口から概ね9km以内の範囲で影響が及ぶと予想される居住地域 ・鳥ノ海火口から概ね9km以内の範囲及び岩木川源流の河川流域で影響が及ぶと予想される居住地域	・警戒範囲へ避難指示を発令

※ 上表のほか、住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発令する。

十和田の噴火警戒レベルごとの警戒範囲と避難指示等の発令

噴火の警報の種類	警戒範囲	避難指示等				
		想定火口 範囲内	想定火口 範囲から 4 km圏内	想定火口 範囲から 20km圏内	想定火口 範囲から 30km圏内	海岸部ま での河川 流域（積 雪期）
噴火予報（噴火警戒レ ベル1）時に火山の状 況に関する解説情報 （臨時）が発表	想定火口 範囲内	・高齢者 等避難 を発令 （冬期 は避難 指示を 発令）	・高齢者 等は避 難準備 をする よう促 す。			
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報（噴 火警戒レベル2）	火口の出 現位置に 応じて設 定					
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報（噴 火警戒レベル3）	火口の出 現位置に 応じて設 定					
噴火警報（居 住地域）又は 噴火警報（噴 火警戒レベル 4）	【4-1】 想定火口 範囲から 4 km圏内 （中湖から 7.4km）	・避難指 示を発 令	・高齢者 等避難 を発令 （冬期 は避難 指示を 発令）			
	【4-2】	・避難指 示を発 令	・高齢者 等避難 を発令 （冬期 は避難 指示を 発令）			
噴火警報（居 住地域）又は 噴火警報（噴 火警戒レベル 5）	【5-1】 想定火口 範囲から 4 km圏内 （中湖から 7.4km）	・避難指 示の発 令	・避難指 示の発 令			

	【5-2】	想定火口から概ね20km	・避難指示の発令	・避難指示の発令	・避難指示の発令		
	【5-3】	想定火口から概ね30km	・避難指示の発令	・避難指示の発令	・避難指示の発令	・避難指示の発令	
		海岸部までの河川流域（積雪期）	・避難指示の発令	・避難指示の発令	・避難指示の発令	・避難指示の発令	・避難指示の発令

※【4-1】 大きな噴石が火口から4 km程度まで飛散するなど居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。

【4-2】 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が火口から概ね4 kmを超えた居住地域に到達する噴火の可能性。

【5-1】 大きな噴石が火口から4 km程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。

【5-2】 火砕流・火砕サージが火口から概ね20km（最大23km）の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。

【5-3】 火砕流・火砕サージが火口から概ね30kmの範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。積雪期には融雪型泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達あるいは切迫。

3 避難指示等及び報告・通知

噴火警報等の発表及び伝達、異常現象の通報がなされ、火山噴火等により住民等に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の指示を行う。

避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難指示等判断基準等を明確化しておく。

住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討し、火山避難計画に定める噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難指示等の発令基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が十分な余裕をもって避難できるよう早めの段階で高齢者等避難を発令し早期避難を求めるとともに、一般の住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

また、避難指示等の対象地域及び判断時期、避難指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求める。

また町長は、避難のため立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及

び避難の必要がなくなったときも同様とする。

(1) 周知徹底の方法、内容

風水害等災害対策編第3章第8節3(1)「周知徹底の方法、内容」参照

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

風水害等災害対策編第3章第8節3(2)「関係機関相互の通知及び連絡」参照

4 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は町内（会）などの単位とする。

イ 避難指示等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

5 指定緊急避難場所の開放

風水害等災害対策編第3章第8節4「指定緊急避難場所の開放」参照

6 指定避難所の開設

風水害等災害対策編第3章第8節5「指定避難所の開設」参照

7 警戒区域の設定等

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは、次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命じる。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

町、県は、火山避難計画に基づき、噴火警戒レベルに応じた通行規制の実施や、規制箇所の設置などを、各機関の役割分担により行う。また、観光客、登山者等の対策として、入山規制、立入規制等の措置をとる。噴火警報が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への立ち入り規制などを検討し、必要な範囲に対して実施する。

ア 時機を失することのないよう迅速に実施する。

イ 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。

ウ 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

エ 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市町村名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。

オ 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

(ア) 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

(イ) 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべく分かりやすく周知する。

8 孤立地区対策

風水害等災害対策編第3章第8節7「孤立地区対策」参照

9 帰宅困難者対策

風水害等災害対策編第3章第8節8「帰宅困難者対策」参照

10 広域避難対策

風水害等災害対策編第3章第8節9「広域避難対策」参照

11 訪日外国人旅行者対策

風水害等災害対策編第3章第8節10「訪日外国人旅行者対策」参照

12 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第8節11「応援協力関係」参照

13 その他

風水害等災害対策編第3章第8節12「その他」参照

第9節 消防

総務課

火山災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行う。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第9節1「実施責任者」参照

2 出火防止・初期消火

風水害等災害対策編第3章第9節2「出火防止・初期消火」参照

3 消火活動

風水害等災害対策編第3章第9節3「消火活動」参照

4 救急・救助活動

風水害等災害対策編第3章第9節4「救急・救助活動」参照

5 町消防計画

風水害等災害対策編第3章第9節5「町消防計画」参照

6 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第9節6「応援協力関係」参照

第10節 救出

総務課 福祉課

火山災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図る。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第11節1「実施責任者」参照

2 救出方法

風水害等災害対策編第3章第11節2「救出方法」参照

3 救出対象者

風水害等災害対策編第3章第11節3「救出対象者」参照

4 救出期間

風水害等災害対策編第3章第11節4「救出期間」参照

5 救出を要する者を発見した場合の通報等

風水害等災害対策編第3章第11節5「救出を要する者を発見した場合の通報等」参照

6 救出资機材の調達

風水害等災害対策編第3章第11節6「救出资機材の調達」参照

7 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第11節7「応援協力関係」参照

8 その他

風水害等災害対策編第3章第11節8「その他」参照

第11節 食料供給総務課 財政課 福祉課 教育委員会
(生涯学習課)

火山災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じる。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第12節1「実施責任者」参照

2 炊き出しその他による食品供給の方法

風水害等災害対策編第3章第12節2「炊き出しその他による食品供給の方法」参照

3 食品の調達

風水害等災害対策編第3章第12節3「食品の調達」参照

4 炊き出し及びその他の食品の配分

風水害等災害対策編第3章第12節4「炊き出し及びその他の食品の配分」参照

5 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第12節5「応援協力関係」参照

6 その他

風水害等災害対策編第3章第12節6「その他」参照

第12節 給水

上下水道課

火山災害による水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じる。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第13節1「実施責任者」参照

2 飲料水の供給方法等

風水害等災害対策編第3章第13節2「飲料水の確保及び給水」参照

3 給水資機材の調達等

風水害等災害対策編第3章第13節3「給水資機材の調達等」参照

4 給水施設の応急措置

風水害等災害対策編第3章第13節4「給水施設の応急措置」参照

5 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第13節5「応援協力関係」参照

6 その他

風水害等災害対策編第3章第13節6「その他」参照

第13節 応急住宅供給

建設課

火山災害により住宅に被害を受け、自らの資力により住宅を確保することができない者及び被害住家の応急修理をすることができない者を救済するため、次のとおり応急仮設住宅の建設若しくは借り上げ又は被害住家の応急修理を行う。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第14節1「実施責任者」参照

2 応急仮設住宅の建設及び供与

風水害等災害対策編第3章第14節3「応急仮設住宅の建設及び供与」参照

3 応急修理

風水害等災害対策編第3章第14節4「応急修理」参照

4 建築資材の調達及び建築技術者の確保

風水害等災害対策編第3章第14節5「建築資材の調達及び建築技術者の確保」参照

5 住宅の斡旋等

風水害等災害対策編第3章第14節6「住宅の斡旋等」参照

6 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第14節7「応援協力関係」参照

7 その他

風水害等災害対策編第3章第14節8「その他」参照

第14節 遺体の搜索、処理、埋火葬

総務課 住民課

火山災害により被災者が行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施する。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第15節1「実施責任者」参照

2 遺体の搜索

風水害等災害対策編第3章第15節2「遺体の搜索」参照

3 遺体の処理

風水害等災害対策編第3章第15節3「遺体の処理」参照

4 遺体の埋火葬

風水害等災害対策編第3章第15節4「遺体の埋火葬」参照

5 実施期間

風水害等災害対策編第3章第15節5「実施期間」参照

6 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第15節6「応援協力関係」参照

7 その他

風水害等災害対策編第3章第15節7「その他」参照

第15節 障害物除去

総務課 建設課

火山災害により、土石、火山灰等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため障害物を除去する。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第16節1「実施責任者」参照

2 障害物の除去

風水害等災害対策編第3章第16節2「障害物の除去」参照

3 除去した障害物の集積場所

風水害等災害対策編第3章第16節3「除去した障害物の集積場所」参照

4 資機材等の調達

風水害等災害対策編第3章第16節4「資機材等の調達」参照

5 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第16節5「応援協力関係」参照

6 その他

風水害等災害対策編第3章第16節6「その他」参照

第16節 被服、寝具、その他生活必需品 の給（貸）与

財政課 福祉課

火山災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）をそう失、又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じる。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第17節1「実施責任者」参照

2 確保

風水害等災害対策編第3章第17節2「確保」参照

3 調達

風水害等災害対策編第3章第17節3「調達」参照

4 給（貸）与

風水害等災害対策編第3章第17節4「給（貸）与」参照

5 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第17節5「応援協力関係」参照

6 その他

風水害等災害対策編第3章第17節6「その他」参照

第17節 医療、助産及び保健

福祉課

火山災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第18節1「実施責任者」参照

2 医療、助産及び保健の実施

風水害等災害対策編第3章第18節2「医療、助産及び保健の実施」参照

3 医薬品等の調達及び供給

風水害等災害対策編第3章第18節3「医薬品等の調達及び供給」参照

4 救護班等の輸送

風水害等災害対策編第3章第18節4「救護班等の輸送」参照

5 医療機関等の状況

風水害等災害対策編第3章第18節4「医療機関等の状況」参照

6 災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請

風水害等災害対策編第3章第18節5「災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請」参照

7 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第18節6「応援協力関係」参照

8 その他

風水害等災害対策編第3章第18節7「その他」参照

第18節 被災動物対策

住民課 農政課

火山災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じる。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第19節1「実施責任者」参照

2 実施内容

風水害等災害対策編第3章第19節2「実施内容」参照

3 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第19節3「応援協力関係」参照

第19節 輸送対策

総務課 財政課

火山災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために必要な車両、船舶等を調達し、実施する。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第20節1「実施責任者」参照

2 輸送の実施

風水害等災害対策編第3章第20節2「輸送の実施」参照

3 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第20節3「応援協力関係」参照

4 その他

風水害等災害対策編第3章第20節4「その他」参照

第20節 労務供給

総務課 福祉課 教育委員会（生涯学習課）

火山災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町内会等の住民組織及び奉仕団の協力、労務者の雇用により、必要な要員を確保する。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第21節1「実施責任者」参照

2 実施内容

風水害等災害対策編第3章第21節2「実施内容」参照

3 技術者等の従事命令等

風水害等災害対策編第3章第21節3「技術者等の従事命令等」参照

4 労務の配分計画等

風水害等災害対策編第3章第21節4「労務の配分計画等」参照

5 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第21節5「応援協力関係」参照

6 その他

風水害等災害対策編第3章第21節6「その他」参照

第21節 防災ボランティア受入・支援対策

総務課 福祉課

火山災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立する。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第22節1「実施責任者」参照

2 防災ボランティアセンターの設置

風水害等災害対策編第3章第22節2「防災ボランティアセンターの設置」参照

3 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第22節3「応援協力関係」参照

4 その他

風水害等災害対策編第3章第22節4「その他」参照

第22節 防疫

住民課 福祉課 農政課
上下水道課

火山災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施する。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第23節1「実施責任者」参照

2 災害防疫実施要綱

風水害等災害対策編第3章第23節2「災害防疫実施要綱」参照

3 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第23節3「応援協力関係」参照

第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

総務課 住民課

火山災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行う。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第24節1「実施責任者」参照

2 応急清掃

風水害等災害対策編第3章第24節2「応急清掃」参照

3 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第24節3「応援協力関係」参照

4 環境汚染防止

風水害等災害対策編第3章第24節4「環境汚染防止」参照

第24節 金融機関対策

総務課 税務課

火山災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じる。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第26節1「実施責任者」参照

2 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第26節2「応援協力関係」参照

第25節 文教対策

教育委員会（学務課・生涯学習課）

火山災害時に、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じる。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第27節1「実施責任者」参照

2 実施内容

風水害等災害対策編第3章第27節2「実施内容」参照

3 教育施設の現況

風水害等災害対策編第3章第27節3「教育施設の現況」参照

4 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第27節4「応援協力関係」参照

5 その他

風水害等災害対策編第3章第27節5「その他」参照

第26節 警備対策

総務課

火山災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行う。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第28節1「実施責任者」参照

2 災害時における措置等

風水害等災害対策編第3章第28節2「災害時における措置等」参照

3 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第28節3「応援協力関係」参照

第27節 交通対策

総務課 建設課

火山災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行う。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第29節1「実施責任者」参照

2 陸上交通に係る実施内容

風水害等災害対策編第3章第29節2「陸上交通に係る実施内容」参照

第28節 電力、ガス、上下水道、電気通信、放送施設対策

総務課 上下水道課

火山災害時において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力、ガス、上下水道、電気通信、放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置を講じる。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第30節1「実施責任者」参照

2 応急措置の要領

風水害等災害対策編第3章第30節2「応急措置の要領」参照

第29節 石油燃料供給対策

総務課

火山災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じる。

1 実施責任者

風水害等災害対策編第3章第31節1「実施責任者」参照

2 実施内容

風水害等災害対策編第3章第31節2「実施内容」参照

3 応援協力関係

風水害等災害対策編第3章第31節3「応援協力関係」参照

第4章

災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧

全 課

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧体制を確立の上、災害復旧事業計画を作成し、実施する。

1 災害復旧体制の確立

風水害等災害対策編第5章第1節1「災害復旧体制の確立」参照

2 大規模災害における対応

風水害等災害対策編第5章第1節2「大規模災害における対応」参照

3 災害復旧事業計画の作成及び実施

風水害等災害対策編第5章第1節3「災害復旧事業計画の作成及び実施」参照

4 災害復旧資金の確保（県危機管理局、東北財務局）

風水害等災害対策編第5章第1節4「災害復旧資金の確保（県財務部、東北財務局）」参照

5 計画的な復興

風水害等災害対策編第5章第1節5「計画的な復興」参照

第2節 民生安定のための金融対策

経営戦略課 農政課

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかける。

1 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

風水害等災害対策編第5章第2節1「農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）」参照

2 中小企業向け復興資金の活用（県経済産業部）

風水害等災害対策編第5章第2節2「中小企業向け復興資金の活用（県経済産業部）」参照

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

総務課 経営戦略課 税務課
住民課 福祉課 建設課 農政課

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じる。

町は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努める。

1 被災者に対する職業の斡旋（青森労働局）

風水害等災害対策編第5章第3節1「被災者に対する職業の斡旋（青森労働局）」参照

2 租税の徴収猶予、減免（税務課等）

風水害等災害対策編第5章第3節2「租税の徴収猶予、減免（税務課）」参照

3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

風水害等災害対策編第5章第3節3「郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）」参照

4 生業資金の確保（福祉課、県健康医療福祉部、県・町社会福祉協議会）

風水害等災害対策編第5章第3節4「生業資金の確保（福祉課、県健康医療福祉部、県・町社会福祉協議会）」参照

5 生活再建の支援（国、県、町）

風水害等災害対策編第5章第3節5「生活再建の支援（国、県、町）」参照

6 義援物資、義援金の受入れ（県健康医療福祉部、県出納局、町）

風水害等災害対策編第5章第3節6「義援物資、義援金の受入れ（県健康医療福祉部、県出納局、町）」参照

7 住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、町）

風水害等災害対策編第5章第3節7「住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、町）」参照

8 生活必需品、復旧用資機材の確保（県各部局）

風水害等災害対策編第5章第3節8「生活必需品、復旧用資機材の確保（県各部局）」参照

9 農業災害補償（県農林水産部）

風水害等災害対策編第5章第3節9「農業災害補償（県農林水産部）」参照

10 罹災証明の交付体制の確立（県財務部、県危機管理局、総務課、税務課）

風水害等災害対策編第5章第3節10「罹災証明書の交付体制の確立（県財務部、県危機管理局、総務課、税務課）」参照

11 被災者台帳の作成（県関係部局、総務課）

風水害等災害対策編第5章第3節11「被災者台帳の作成（県関係部局、総務課）」参照

12 被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、建設課）

風水害等災害対策編第5章第3節12「被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、建設課）」参照

13 援助、助成措置の広報等（県関係部局、経営戦略課）

風水害等災害対策編第5章第3節13「援助、助成措置の広報等（県関係部局、経営戦略課）」参照

第 5 章

継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成するとともに、次の措置を講じる。

第1節 避難及び安全確保対策

火山噴火等が長期化した場合、火山灰の堆積による土砂災害、避難の長期化等への対応が必要となる。国、県、防災関係機関等と連携し、火山活動の観測・監視体制を強化し、情報伝達体制を整備することで、警戒避難体制を構築し、住民の安全を確保する。

1 土砂災害への対応

- (1) 県、町及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、あらかじめ必要な体制を構築する。また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を県及び市町村に通知する。
- (2) 県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、町に対して、立入規制の実施や避難指示等の発令について助言する。
- (3) 町は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県に助言を求めながら、立入規制実施や避難指示等の発令を行う。

2 避難の長期化に備えた対策

- (1) 県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、町と協力し情報を正確に避難者に伝える。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。
- (2) 町は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝える。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

3 安全確保のための防災事業

- (1) 国（国土交通省等）、県及び町は、火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の建設に努める。
- (2) 県及び町は、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努める。
- (3) 国（内閣府、国土交通省）、県及び町は、復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応

火山活動は小康状態となった後も再び活発化するおそれがあり、二次災害の危険があることから、避難指示等の解除にあたっては慎重を期するとともに、住民の生活再建に資するよう、火山活動の状況に留意し、警戒区域への一時立入等を行う。

1 避難指示等の解除について

- (1) 町は、避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、火山防災協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等の解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等を基に、住民等を対象とした説明会等を開催する。
- (2) 県は、町と避難指示等の解除に向けて協議・調整を行う。また、町が行う避難指示等の解除についての住民等への周知活動を支援する。
- (3) 気象庁、火山専門家、地方整備局等は、火山の活動状況等から、避難指示等の解除について助言を行う。
- (4) 県、町、警察等は、避難指示等の解除に先立ち、避難指示等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

2 規制範囲の縮小又は解除

- (1) 町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小又は解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し住民等に周知する。
- (2) 県は、町が行う規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行うとともに、住民等への周知活動を支援する。
- (3) 気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、県及び町に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小について助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、県及び町等はその活動を支援する。
- (4) 警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

3 一時立入

- (1) 町は、火山活動が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間な

どを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

- (2) 県は、町の一時的立入の実施に向けて協議・調整を行う。
- (3) 気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、県及び町に助言を行う。また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。
- (4) 警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、町が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

第3節 被災者の生活支援対策

火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国、県等の協力の下、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。また、風評被害への対処を行う。

1 生活支援対策

風水害等災害対策編第5章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」に準じる。

2 風評被害対策

火山防災協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。県及び町は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光PR活動を行うなど、地域の風評被害を軽減するよう努める。